

1 令和8年5月の雇用失業情勢について

(職業安定部 職業安定課)

有効求人数	34,615 人	対前月比	0.7%増加 (4 か月ぶりの増加)
-------	----------	------	--------------------

有効求職者数	34,047 人	対前月比	0.8%増加 (5 か月ぶりの増加)
--------	----------	------	--------------------

有効求人倍率	1.02 倍	前月と同水準
--------	--------	--------

※ 数値は季節調整値

2 令和8年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会の開催について

(労働基準部 賃金室)

令和8年7月10日(金)に令和8年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。

3 「賃上げ」支援助成金パッケージの活用を

(雇用環境・均等室)

賃金引上げ、設備投資等を行う中小企業・小規模事業者を支援します。

鹿児島労働局発表
令和8年6月30日(火)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 前野 里美
地方労働市場情報官 佐藤 克己
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和8年5月分)の概要について

～有効求人倍率は、1.02倍で、前月と同水準～

5月の概要

求人が減少している中で、求職は横ばいである。物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.02倍** 前月と同水準
 - ・全国では39番目。九州では、佐賀県、宮崎県、熊本県、大分県、福岡県、に次ぎ6番目。
 - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.17倍 前月より0.01ポイント減少

・有効求人数(季節調整値) **34,615人** 前月より0.7%増加(4か月ぶりの増加)

・有効求職者数(季節調整値) **34,047人** 前月より0.8%増加(5か月ぶりの増加)

・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.08倍 前月と同水準

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。

「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

・新規求人倍率(季節調整値) **1.89倍** 前月より0.08ポイント増加(3か月ぶりの増加)

・新規求人数(原数値) **11,600人** 前年同月より5.5%減少(5か月連続の減少)

主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種……運輸業、郵便業(6.7%増)、卸売業、小売業(1.4%増)

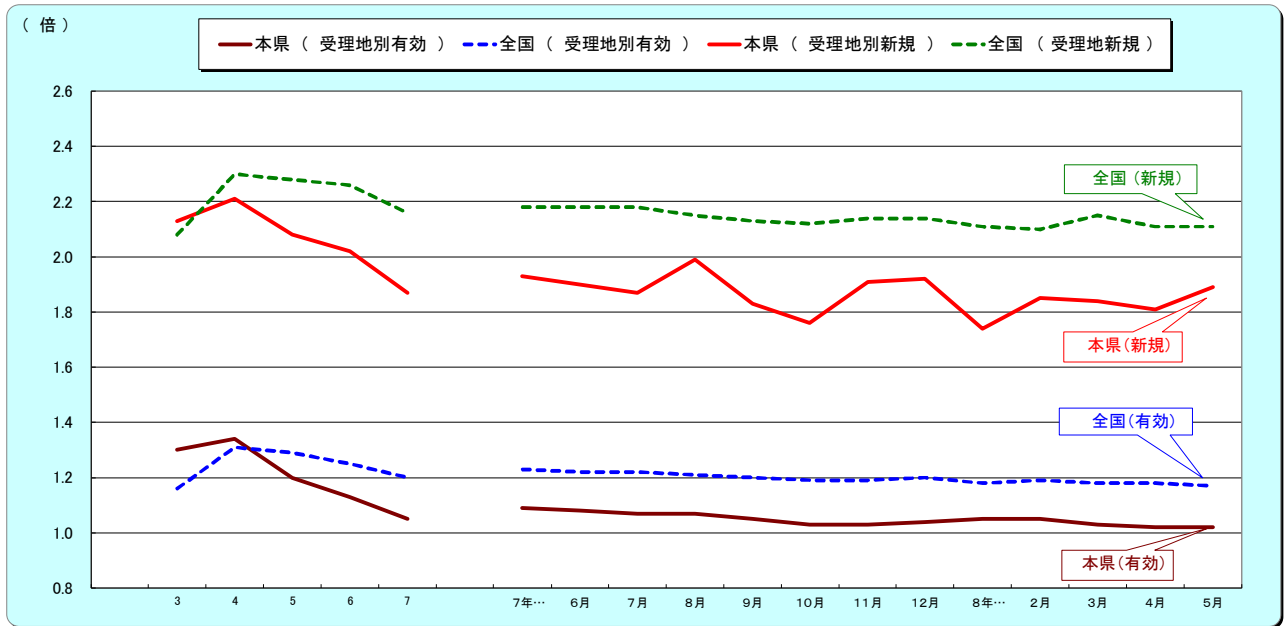
宿泊業、飲食サービス業(6.1%増)

減少した業種……建設業(8.9%減)、製造業(0.3%減)、医療、福祉(8.4%減)

サービス業(他に分類されないもの)(1.9%減)

・新規求職申込件数(原数値) **6,899人** 前年同月より2.6%減少(2か月連続の減少)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



求人倍率			3	4	5	6	7
有効	受理地別	本県	1.30	1.34	1.20	1.13	1.05
		全国	1.16	1.31	1.29	1.25	1.20
	就業地別	本県	1.36	1.43	1.30	1.23	1.14
新規	受理地別	本県	2.13	2.21	2.08	2.02	1.87
		全国	2.08	2.30	2.28	2.26	2.16
	就業地別	本県	2.24	2.36	2.25	2.20	2.02

7年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月	3月	4月	5月
1.09	1.08	1.07	1.07	1.05	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.03	1.02	1.02
1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17
1.19	1.17	1.16	1.16	1.13	1.10	1.11	1.12	1.12	1.12	1.09	1.08	1.08
1.93	1.90	1.87	1.99	1.83	1.76	1.91	1.92	1.74	1.85	1.84	1.81	1.89
2.18	2.18	2.18	2.15	2.13	2.12	2.14	2.14	2.11	2.10	2.15	2.11	2.11
2.09	2.05	2.06	2.14	1.92	1.94	2.05	2.00	1.86	1.95	1.95	1.90	2.00

*7年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が5か月連続で前年同月を下回り、有効求人数が39か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		2月		3月		4月		5月	
新規求人数 ※	12,439	▲ 6.2	13,236	▲ 4.0	12,430	▲ 3.9	12,274	▲ 8.8	11,600	▲ 5.5
D 建設業	1,251	▲ 7.8	1,130	▲ 10.2	1,372	▲ 14.0	1,136	▲ 15.3	1,097	▲ 8.9
E 製造業	989	▲ 3.2	986	▲ 0.3	924	▲ 10.1	1,119	▲ 2.1	898	▲ 0.3
H 運輸業、郵便業	494	▲ 8.6	523	▲ 5.9	530	▲ 3.3	363	▲ 43.1	459	▲ 6.7
I 卸売業、小売業	1,522	▲ 14.3	1,796	▲ 18.7	1,441	▲ 6.5	1,350	▲ 11.2	1,684	▲ 1.4
M 宿泊業、飲食サービス業	645	▲ 19.2	731	▲ 19.2	526	▲ 13.3	680	▲ 18.3	909	▲ 6.1
P 医療、福祉	4,339	▲ 3.3	4,548	▲ 3.8	4,290	▲ 3.3	4,405	▲ 2.3	4,119	▲ 8.4
R サービス業(他に分類されないもの)	1,234	▲ 0.5	1,233	▲ 0.1	1,231	▲ 0.2	1,470	▲ 2.7	1,179	▲ 1.9
有効求人数	35,764	▲ 6.9	37,652	▲ 2.6	37,239	▲ 5.2	35,486	▲ 5.9	34,023	▲ 6.5

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数が2か月連続で前年同月を下回り、有効求職者数が6か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		2月		3月		4月		5月	
新規求職申込件数	6,641	1.0	6,816	3.4	7,256	3.7	8,989	▲ 0.8	6,899	▲ 2.6
44歳以下	2,759	▲ 4.2	2,728	▲ 3.6	2,954	▲ 2.8	3,540	▲ 0.9	2,795	▲ 7.9
うち34歳以下	1,578	▲ 4.5	1,541	▲ 2.5	1,675	▲ 4.2	2,086	▲ 1.5	1,615	▲ 5.6
45歳以上	3,882	5.0	4,088	8.6	4,302	8.8	5,449	▲ 0.8	4,104	1.4
うち55歳以上	2,619	6.7	2,714	8.3	2,873	7.7	3,872	▲ 1.7	2,766	▲ 0.2
うち65歳以上	1,286	10.6	1,235	▲ 0.1	1,465	12.4	2,146	1.5	1,340	▲ 0.2
雇用保険受給資格決定件数	1,823	1.0	1,699	13.0	1,720	7.1	2,583	▲ 2.9	2,387	▲ 9.3

有効求職者数	33,917	▲ 0.5	33,287	0.4	34,249	0.5	35,526	0.5	35,620	0.2
44歳以下	14,430	▲ 2.1	13,778	▲ 3.3	14,151	▲ 3.4	14,474	▲ 3.5	14,470	▲ 3.8
うち34歳以下	8,281	▲ 3.3	7,780	▲ 3.7	8,041	▲ 4.1	8,298	▲ 3.8	8,355	▲ 3.6
45歳以上	19,492	0.9	19,509	3.2	20,098	3.4	21,052	3.1	21,150	3.1
うち55歳以上	12,848	1.0	12,856	4.6	13,256	4.4	14,187	3.9	14,254	3.5
うち65歳以上	5,451	2.7	5,405	6.0	5,707	5.5	6,426	4.6	6,593	6.4
雇用保険受給者実人員	6,792	4.2	6,005	5.3	6,667	23.6	6,469	17.7	6,554	8.5

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

在職求職者が2か月連続、離職求職者が2か月連続、無業求職者が5か月ぶりで前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		2月		3月		4月		5月	
新規求職申込件数	6,593	0.9	6,776	3.3	7,223	3.7	8,955	▲ 0.8	6,843	▲ 2.8
在職求職者	1,824	3.8	2,491	10.3	2,336	0.6	1,638	▲ 0.6	1,620	▲ 3.2
離職求職者	4,107	▲ 0.4	3,637	▲ 0.7	4,095	4.5	6,488	▲ 1.3	4,482	▲ 2.8
うち事業主都合	780	▲ 6.0	602	▲ 18.4	847	15.2	1,602	▲ 3.3	922	▲ 0.2
うち自己都合	3,083	0.4	2,820	3.3	3,005	0.9	4,383	0.0	3,267	▲ 4.1
無業求職者	662	2.0	648	1.3	792	9.2	829	2.9	741	▲ 1.6

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、全ての年齢層で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度 (月平均)		令和8年							
			2月		3月		4月		5月	
就職件数	2,100	▲ 4.1	2,276	1.3	2,781	▲ 5.9	2,517	▲ 4.0	1,914	▲ 12.4
44歳以下	898	▲ 10.3	902	▲ 10.8	1,134	▲ 9.3	1,062	▲ 4.5	857	▲ 12.7
うち34歳以下	482	▲ 11.0	458	▲ 4.6	602	▲ 6.8	568	▲ 7.3	465	▲ 10.4
45歳以上	1,202	1.1	1,374	11.2	1,647	▲ 3.5	1,455	▲ 3.7	1,057	▲ 12.2
うち55歳以上	718	3.5	825	13.3	936	▲ 9.1	888	▲ 8.3	635	▲ 10.8
うち65歳以上	275	11.5	298	3.1	357	▲ 3.5	308	▲ 23.0	228	▲ 11.3
雇用保険受給者	596	▲ 6.9	505	▲ 14.0	673	▲ 7.3	614	1.7	532	▲ 16.1

5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月を0.02P下回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和7年度 (月平均)		令和8年							
			2月		3月		4月		5月	
正社員新規求人数	6,585	▲ 4.3	6,645	▲ 0.4	6,676	▲ 2.5	6,606	▲ 6.4	6,287	▲ 2.2
新規求人数に占める割合	52.9%	1.0	50.2%	1.8	53.7%	0.7	56.4%	3.9	54.2%	1.9
正社員有効求人倍率	1.05	▲ 0.02	1.09	0.00	1.06	▲ 0.02	1.02	▲ 0.02	1.00	▲ 0.02
全 国	1.01	▲ 0.01	1.02	▲ 0.05	0.99	▲ 0.06	0.95	▲ 0.04	0.94	▲ 0.04
正社員有効求人数	19,238	▲ 4.7	19,472	▲ 2.5	19,599	▲ 3.6	19,240	▲ 3.4	18,719	▲ 4.3
有効求人数に占める割合	53.8%	1.3	51.7%	0.1	52.6%	0.8	57.8%	5.0	55.0%	1.3
正社員有効求職者数(※)	18,410	▲ 2.2	17,860	▲ 2.2	18,480	▲ 1.7	18,872	▲ 1.6	18,738	▲ 2.1
有効求職者に占める割合	54.3%	▲ 0.9	53.7%	▲ 1.4	54.0%	▲ 1.1	53.1%	▲ 1.2	52.6%	▲ 1.3

(※) 正社員有効求職者数・・・パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6. 令和8年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和7年5月	1.05	1.69	0.85	0.79	1.24	0.93	0.87	1.00	0.84	1.19	1.10	0.89	1.03	1.02
6月	1.00	1.40	0.90	0.80	1.27	0.94	0.84	1.02	0.88	1.15	1.14	0.86	1.05	1.01
7月	1.02	1.30	0.94	0.85	1.30	0.92	0.89	1.04	0.86	1.17	1.18	0.93	1.00	1.03
8月	1.02	1.37	0.91	0.89	1.32	0.91	0.95	1.02	0.84	1.22	1.16	0.92	1.01	1.03
9月	0.99	1.54	0.85	0.87	1.27	0.92	1.01	1.02	0.85	1.26	1.16	0.90	0.92	1.01
10月	1.00	1.60	0.85	0.90	1.28	0.92	0.98	1.09	0.84	1.31	1.04	0.85	0.93	1.01
11月	1.02	1.73	0.87	0.86	1.33	0.97	0.93	1.08	0.85	1.37	1.11	0.88	0.91	1.03
12月	1.10	1.74	0.90	0.90	1.66	1.04	0.95	1.10	0.99	1.55	1.18	0.93	0.97	1.13
令和8年1月	1.14	1.82	0.88	1.00	1.49	1.01	0.90	1.12	1.05	1.19	1.20	0.92	0.94	1.12
2月	1.17	1.65	0.94	0.98	1.44	0.98	0.92	1.08	1.13	1.18	1.17	1.06	0.94	1.13
3月	1.11	1.65	0.92	1.04	1.20	0.97	0.89	1.09	1.09	1.21	1.19	1.09	0.93	1.09
4月	1.01	1.54	0.85	0.89	1.09	0.92	0.75	0.97	1.02	1.14	1.18	0.93	0.88	1.00
5月	0.98	1.42	0.86	0.86	1.01	0.87	0.76	0.95	0.92	1.05	1.13	0.81	0.88	0.96

〈 用 語 の 解 説 〉

○新規求人数……	ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
○有効求人数……	「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
○新規求職申込件数……	ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
○有効求職者数……	「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
○求人倍率……	求職者数に対する求人数の割合。 求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
⇒新規求人倍率…	「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
⇒有効求人倍率…	「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
⇒正社員有効求人倍率…	「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。 ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
○季節調整値……	1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。 求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。 そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要がある、この季節変動の除去を「季節調整」という。 ※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。 ※ 毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
○原 数 値 ……	実際の数値(季節調整前の数値)。
○就 職 件 数 ……	ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
○一 般……	パートタイム以外のものをいう。
○パ ー ト……	パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
○常 用……	雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
○正 社 員……	パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

報道関係者 各位

令和8年6月24日（水）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 松下 真一

室長補佐 二石 和伸

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

令和8年度鹿児島県最低賃金改正を諮問 ～令和8年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催～

鹿児島労働局（局長 ながの 永野 かずのり 和則）は、令和8年7月10日に令和8年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。

1 日時 令和8年7月10日（金）午後2時～

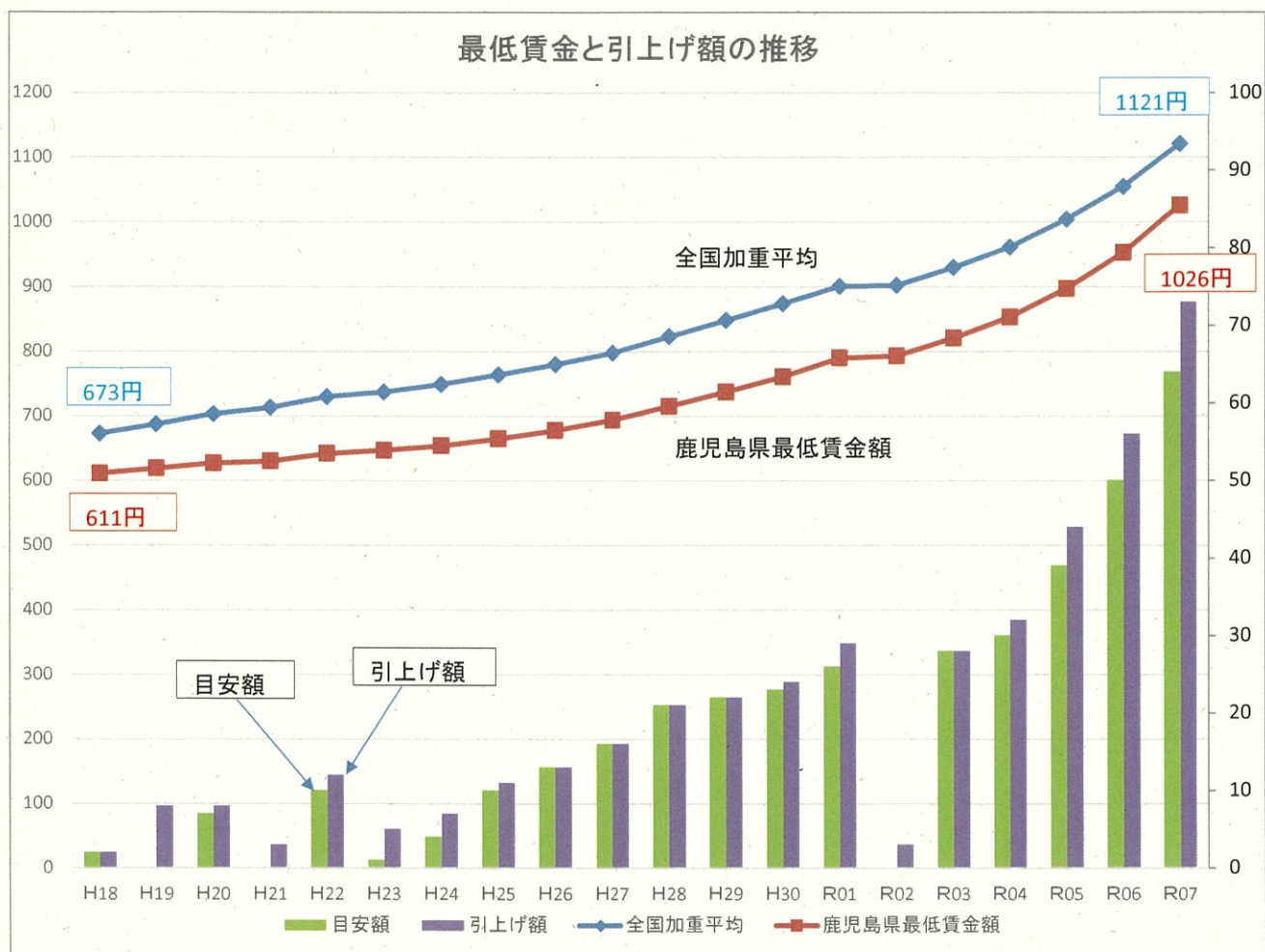
2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室（3階）（電話：099-223-8278）
（所在地）鹿児島市山下町13番21号

3 主な議題

- （1） 令和8年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について
- （2） 令和8年度鹿児島県最低賃金改正諮問について
- （3） 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- （4） 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について

4 取材

- （1） 取材申込者は、取材希望の旨を電話又はメールにより、7月8日（水）までにお申し込みください。
- （2） 会議は公労使三者が揃って議論を行う場のみ公開の予定です。（公開の決定を冒頭で行います。）
- （3） お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国加重平均	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798
鹿児島県最低賃金額	611	619	627	630	642	647	654	665	678	694
引上げ額	3	8	8	3	12	5	7	11	13	16
目安額	2	6～7	7	示さず	10	1	4	10	13	16

年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
全国加重平均	823	848	874	901	902	930	961	1004	1055	1121
鹿児島県最低賃金額	715	737	761	790	793	821	853	897	953	1026
引上げ額	21	22	24	29	3	28	32	44	56	73
目安額	21	22	23	26	示さず	28	30	39	50	64

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会日程（実績）

- 令和 7 年 7 月 1 6 日（水） 第 1 回本審

主な議題：鹿児島県最低賃金改正諮問

- 令和 7 年 8 月 1 日（金） 第 2 回本審

主な議題：中央最低賃金審議会の目安審議経過

- 令和 7 年 8 月 2 9 日（金） 第 3 回本審

主な議題：鹿児島県最低賃金改正答申

- 令和 7 年 9 月 1 7 日（水） 第 4 回本審

主な議題：鹿児島県最低賃金改正決定（答申）に対する異議申し出

報道関係者 各位

令和8年6月 30 日(火)

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 神村 健一郎

室 長 補 佐 二木 アヤノ

「賃上げ」支援助成金パッケージの活用を

～ 賃金引上げ、設備投資等を行う中小企業・小規模事業者を支援します ～

厚生労働省では、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援する各種助成金を「賃上げ」支援助成金パッケージとしてまとめています。

賃上げに伴って行われる取り組みや、賃上げの対象となる従業員の特徴などを基に、事業主さまの目的に合った助成金をお探しのうえ、積極的にご活用ください。

・ 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等にその費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

・ キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

・ 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

・ 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

・ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理制度（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

＜「賃上げ」支援助成金パッケージの詳細はこちら＞

厚生労働省 HP に、「賃上げ」支援助成金パッケージの各種助成金のポイントが掲載されています。



賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題 対応コース(※1)	25～550万円	6～360 万円(※2)	25～100 万円
労働時間短縮・ 年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル 導入コース	50～150万円		



活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント

職業訓練＋経費助成等

(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html

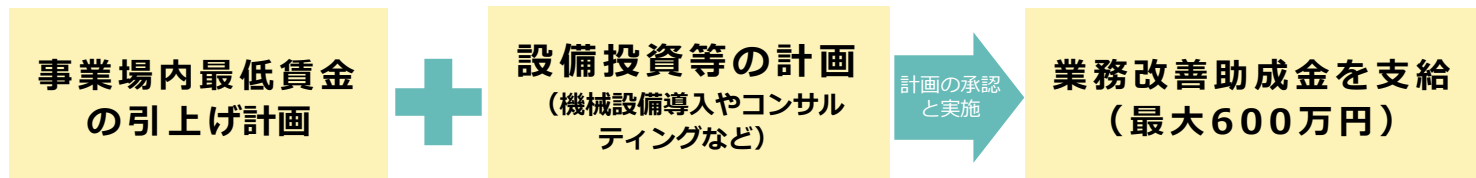


(R8.4)

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

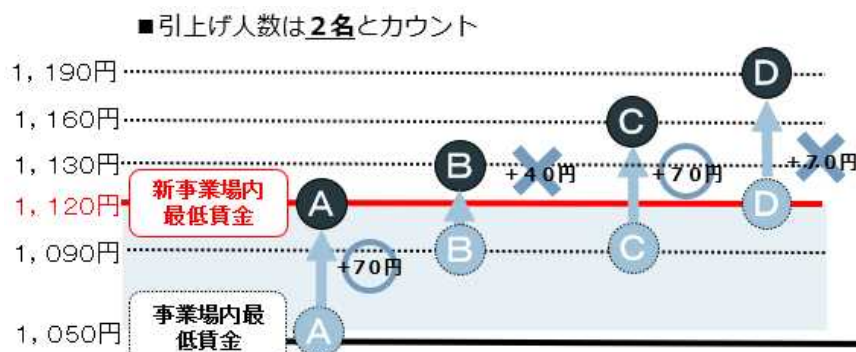
物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



- A：引上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,040円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- ・ 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- ・ 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施

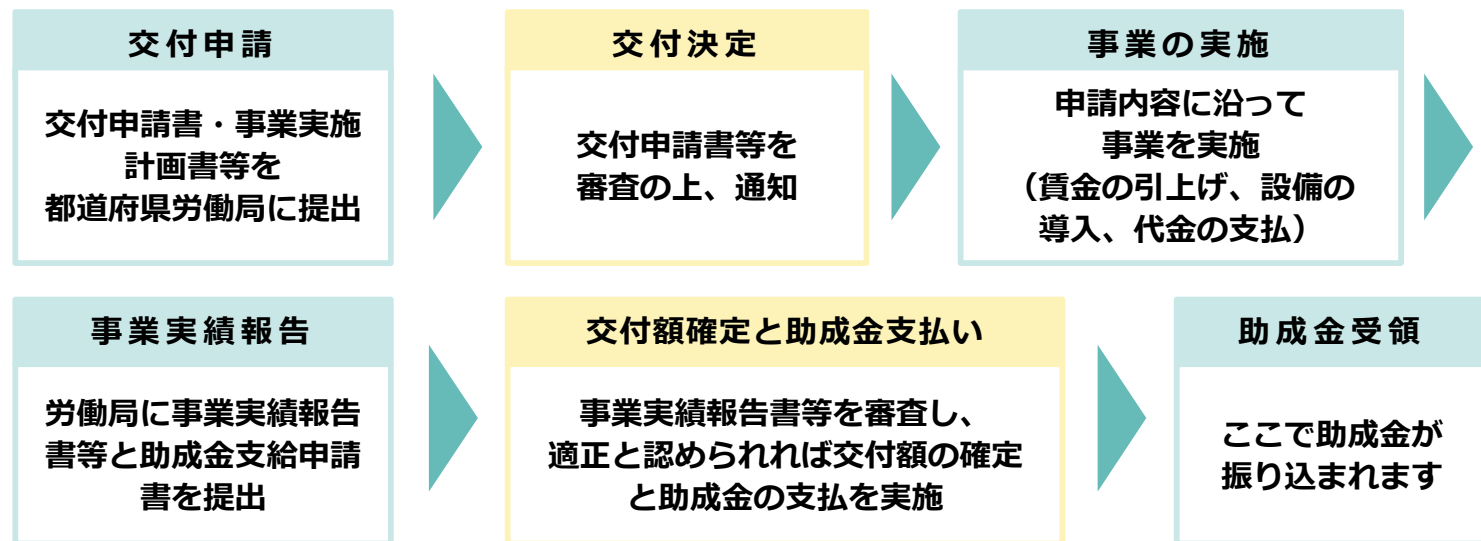


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

令和 8 年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

助成率区分の変更について

助成率区分（引上げ前事業場内最低賃金額）について、以下のとおり見直しを行いました。

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4



1,050円未満	4/5
1,050円以上	3/4

申請コースの再編について

申請コースについて、以下のとおり見直しを行いました。

<R7>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数
30円コース	30円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
45円コース	45円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
60円コース	60円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1

<R8>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数※2
50円コース	50円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
70円コース	70円以上	10人以上※1
		1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
90円コース	90円以上	8人以上
		10人以上※1
		1人
		2～3人
		4～5人

※1 10人以上の上限額区分は、
特例事業者が対象

※1 10人以上の上限額区分は、
特例事業者が対象

※2 引き上げる対象労働者は、
雇用保険被保険者



申請期間と賃金引上げ期間について

申請期間と賃金引上げ期間について、見直しを行いました。

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

<申請例>

	申請日	賃金引上げ日	対象
例①	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象！
例②	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日当日	対象外
例③	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年12月1日以降）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象外

賃金引上げに当たっての注意点

- ・ **賃金引上げは、申請より後**に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**申請後から発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 賃金引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の賃金引上げは認められません。
- ・ **令和7年9月5日以降、地域別最低賃金の改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要としていましたが、賃金引上げ後の申請は出来なくなりましたのでご注意ください。**



対象事業所の拡充について

対象事業所について、以下のとおり見直しを行いました。

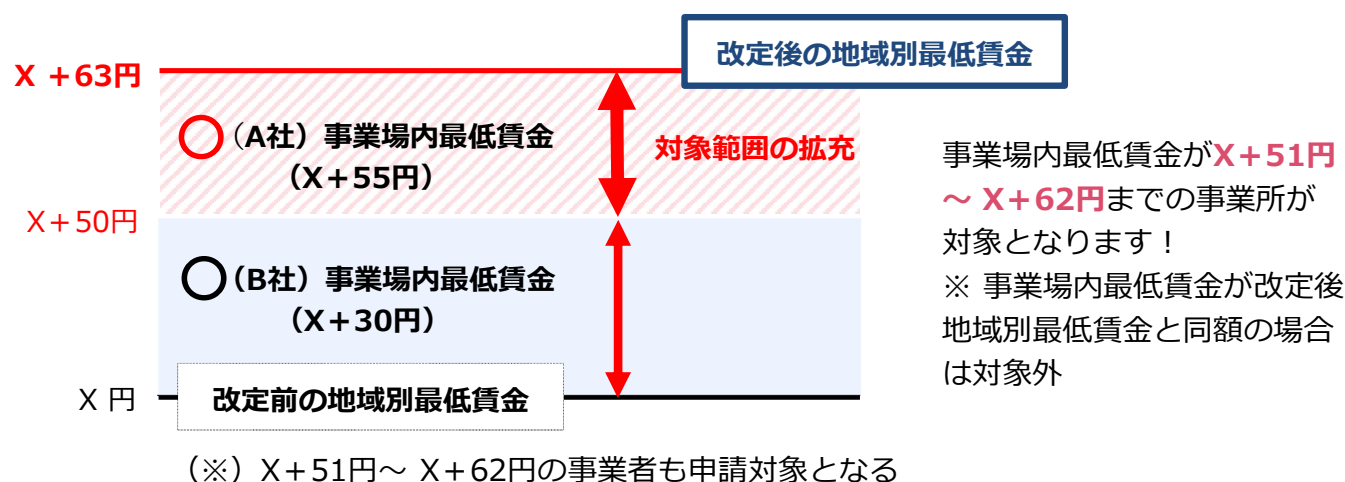
(※ 令和7年9月から引き続き実施するものです。)

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象



事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 $X + 63$ 円 (引上げ額63円) の場合>



その他変更点

- 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「最近6か月間平均」になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 9:00~17:00)

令和7年度 業務改善助成金活用事例

業種	事業場内最低賃金の		生産性向上のための導入機器等	交付額 (千円)
	引上額 (コース)	引上人数		
農業	45円	1人	気象測機、土壌プロファイルセンサー	800
	60円	7人	環境制御システム	2,300
	90円	1人	農業用ドローン	1,638
建設業	30円	1人	剥離機	508
	45円	2人	パイプマシン	1,100
製造業	30円	4人	金属検出器	1,000
	60円	11人	半自動包装機	2,016
	90円	17人	高速裁断機	4,960
卸売・小売業	30円	2人	レジシステム、PC、経営コンサルティング支援	900
	45円	12人	POSレジシステム	1,234
	60円	5人	発注管理システム	1,500
宿泊業・飲食サービス業	30円	3人	レジ釣銭機	628
	60円	10人	業務用冷蔵庫、真空包装機、フリーザー	924
	90円	6人	配膳用ロボット	2,900
生活関連サービス業・娯楽業	30円	2人	自動ドライヤー	262
	60円	4人	洗濯乾燥機	1,468
医療・福祉	60円	2人	小型食器洗浄機、保育施設向けICTサービス	1,070
	60円	2人	超音波治療器・低周波治療器	1,600
	60円	24人	送迎用車両	2,828
	90円	2人	ユニットチェア	2,208



中小企業・小規模事業者の皆さまへ こんなお悩みありませんか？



- ☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☒ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- ☒ 残業を減らしたい。
- ☒ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☒ 就業規則を見直したい。
- ☒ 36協定の作り方を知りたい。
- ☒ 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です



／ぜひ／

働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、**ご要望に応じたセミナー**を行っています。

鹿児島働き方改革推進支援センター

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル11階
鹿児島県社会保険労務士会内

受付時間 平日 9:00～17:00

TEL 0120-380-436 FAX 050-1871-1843

MAIL kagoshima@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>

鹿児島働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版